

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令
制定：令和 2年 3月12日財務省令第6号

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令
令和 2年 3月12日財務省令第6号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十二日 財務大臣 麻生 太郎

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例）

第十七条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に起因するやむを得ない事情により、この省令に基づく報告義務の全部又は一部を履行することができないときは、そのできない報告義務について履行することを要しない。この場合において、当該報告義務を履行しなかった者は、履行しなかった報告義務の全部又は一部を履行することができることとなった後、遅滞なく、当該報告義務を履行するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、令和二年二月二十五日から適用する。
